

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療措置協定に基づく協定の実施状況等の報告体制の整備に係る作業について
(依頼)

本年 4 月に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の 5 第 2 項の規定に基づき、都道府県は、協定締結医療機関に対して、協定の実施状況等の報告を求めることができることとしています。

協定の実施状況等の報告については、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和 5 年 5 月 26 日）において、電磁的方法による報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告とし、平時においては、年 1 回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、それぞれ報告いただく予定としているところです。

G-MISによる協定締結医療機関からの報告体制を整備するため、各都道府県におかれては、各医療機関と締結した協定の内容について、別添 1 の様式及び別添 2 の作業要領に沿って登録をお願いいたします。

なお、今後、協定締結医療機関からの年 1 回の報告について、具体的な報告内容等を改めてご連絡いたします。

※ 今回ご登録いただいた各医療機関の協定の内容が G-MIS に反映され、今後の協定締結医療機関からの協定の実施状況等の報告の負担が軽減されます。

以上